

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 6 日

各都道府県

介護福祉士養成施設及び社会福祉士養成施設担当 御中

社会福祉主事養成機関担当 御中

各地方厚生（支）局

介護福祉士学校及び社会福祉士学校担当 御中

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課福祉人材確保対策室

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

日頃より社会福祉及び介護福祉の推進に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、健康増進法につきましては、平成 30 年 7 月 25 日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号）において、①「望まない受動喫煙」をなくす、②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に等に配慮、③施設の類型・場所ごとに対策を実施、という 3 つの基本的考え方にに基づき、所要の改正が行われたところです。

今般、別添のとおり当省健康局から各都道府県市等宛に改正内容及び施行にかかる留意点等を定めた施行通知等が発出されましたので情報提供いたします。都道府県及び地方厚生（支）局におかれましては、当該通知の内容について御了知いただくとともに、管内の養成施設等への周知をお願いいたします。

(参考)

1. 「健康増進法の一部を改正する法律」の概要等

- 「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 7 月 25 日健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知）
- 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

2. 平成 31 年 1 月 24 日施行分

- 改正法第 1 条に係る規定（国及び地方公共団体の責務、関係者の協力、喫煙をする際の配慮義務等）
- 「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について（受動喫煙対策）」（平成 31 年 1 月 22 日健発 0122 第 1 号厚生労働省健康局長通知）

3. 平成 31 年 7 月 1 日施行分

- 改正法第 2 条に係る規定（第一種施設の規制）
- 「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」（平成 31 年 2 月 22 日健発 0222 第 1 号厚生労働省健康局長通知）

※ 第一種施設には、

- ・ 健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 27 号）による改正後の健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）第 3 条第 1 号及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号）による改正後の健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 12 条において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）、専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するもの）及び各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 1 条第 1 項第 4 号に掲げるものその他 20 歳未満の者が主として利用するもの）
- ・ 同規則第 14 条第 8 号において社会福祉主事養成機関、同条第 19 号において介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設に限る。）

等が定められています。

このため、例えば、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 2 号から第 6 号に該当する養成施設や学校、社会福祉士養成施設等であっても、上記の学校、専門学校又は各種学校に該当する場合は、第一種施設となります。

4. 平成 32 年 4 月 1 日施行分

- 改正法第 3 条に係る規定（第二種施設の規制等）
- 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」（平成 31 年 2 月 22 日健発 0222 第 1 号厚生労働省健康局長通知）【再掲】
- ※ 第二種施設とは、上記通知において「第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、「多数の者が利用する」とは、2 人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。」と定められています。